

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2 消費税及び地方消費税の加算税の取扱い</b></p> <p><b>I 共通</b></p> <p>1・2 (省略)</p> <p><u>(累積増差税額等に含まれない税額)</u></p> <p><b>3</b> <u>通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第5項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、通則法第66条第3項に規定する累積納付税額には、同条第6項の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</u></p> <p>(過少申告加算税の加重額を計算する場合)</p> <p><b>4</b> 通則法第65条第2項((過少申告加算税の加重計算))の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る過少申告加算税を計算する場合の同項に規定する「期限内申告税額」は、消費税額及び地方消費税額の合算額であることに留意する。</p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p><b>5</b> 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となった消費税の額及び地方消費税の額(通則法第118条第3項の規定を適用する前の額をいう。)は、過少申告加算税及び無申告加算税の計算の基礎となる通則法第65条第1項及び第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれないのであるから留意する。</p>	<p><b>第2 消費税及び地方消費税の加算税の取扱い</b></p> <p><b>I 共通</b></p> <p>1・2 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(過少申告加算税の加重額を計算する場合)</p> <p><b>3</b> (同左)</p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p><b>4</b> (同左)</p>

改正後	改正前
<p>II 過少申告加算税の取扱い (過少申告の場合における正当な理由があると認められる事実)</p> <p>1 通則法第 65 条の規定の適用に当たり、例えば、<u>税法の解釈に関し、申告書提出後新たに法令の解釈が明確化されたため、その法令解釈と事業者の解釈とが異なることとなった場合において、その事業者の解釈について相当の理由があると認められる、といった納税者の責めに帰すべき事由のない事実は、同条第 4 項第 1 号に規定する正当な理由があると認められる事実として取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</u></p> <p>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたと認められる場合)</p> <p>2 通則法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定を適用する場合において、その事業者に対する臨場調査、その事業者の取引先に対する反面調査又はその事業者の申告書の内容を検討した上での非違事項の指摘等により、当該事業者が具体的な調査があったことを了知したと認められた後に、修正申告書が提出された場合の当該修正申告書は、原則として、<u>これらの規定</u>に規定する「更正</p>	<p>II 過少申告加算税の取扱い (過少申告の場合における正当な理由があると認められる事実)</p> <p>1 通則法第 65 条の規定の適用に当たり、例えば、納税者の責めに帰すべき事由のない<u>次のような事実は</u>、同条第 4 項に規定する正当な理由があると認められる事実として取り扱う。</p> <p>(1) <u>税法の解釈に関し、申告書提出後新たに法令の解釈が明確化されたため、その法令解釈と事業者の解釈とが異なることとなった場合において、その事業者の解釈について相当の理由があると認められること。</u></p> <p><u>(注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</u></p> <p>(2) <u>消費税の申告書に記載された納付税額又は還付税額（以下「申告税額」という。）につき、通則法第 24 条の規定による減額更正（還付税額を増額する更正を含み、更正の請求に基づいてされたものを除く。）があった場合において、その後の修正申告又は再更正による税額が申告税額に達しないこと。</u></p> <p><u>(注) 当該修正申告又は再更正による税額が申告税額を超えた場合であっても、当該修正申告又は再更正による増差税額のうち申告税額に達するまでの部分に対応する税額は、この（2）の事実に基づくものと同様に扱う。</u></p> <p>(修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたと認める場合)</p> <p>2 通則法第 65 条第 5 項の規定を適用する場合において、その事業者に対する臨場調査、その事業者の取引先に対する反面調査又はその事業者の申告書の内容を検討した上での非違事項の指摘等により、当該事業者が具体的な調査があったことを了知したと認められた後に、修正申告書が提出された場合の当該修正申告書は、原則として、<u>同項</u>に規定する「更正があるべきことを予</p>

改 正 後	改 正 前
<p>があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>(注) 臨場のための日時の連絡を行った段階で修正申告書が提出された場合には、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しない。</p> <p><u>(調査通知に関する留意事項)</u></p> <p><u>3 通則法第 65 条第 5 項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）を行う場合の同項の規定の適用については、次の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 通則法第 65 条第 5 項の規定は、納税義務者（通則法第 74 条の 9 第 5 項に規定する場合に該当するときは、納税義務者又は同項に規定する税務代理人）に対して調査通知を行った時点から、適用されない。</u></p> <p><u>(注) 1 この場合の税務代理人とは、調査通知を行う前に提出された国税通則法施行規則第 11 条の 3 第 1 項に規定する税務代理権限証書（同項に規定する納税義務者への調査の通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載があるものに限る。）に係る税務代理人（以下「同意のある税務代理人」という。）をいう。</u></p> <p><u>2 同意のある税務代理人が数人ある場合には、いずれかの税務代理人（通則法第 74 条の 9 第 6 項に規定する代表する税務代理人を定めた場合は当該代表する税務代理人）に対して調査通知を行った時点から、通則法第 65 条第 5 項の規定は適用されない。</u></p> <p><u>(2) 調査通知を行った場合において、調査通知後に修正申告書が提出されたときは、当該調査通知に係る調査について、実地の調査が行われたかどうかにかかわらず、通則法第 65 条第 5 項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(3) 調査通知後の修正申告書の提出が、当該調査通知に係る調査について、通則法第 74 条の 11 第 1 項の通知をした後又は同条第 2 項の調査結果の内容に基づき納税義務者から修正申告書が提出された後若しくは更正等（通則法第 29 条第 1 項に規定する更正又は通則法第 32 条第 5 項に規定する賦</u></p>	<p>知してされたもの」に該当する。</p> <p>(注) 臨場のための日時の連絡を行った段階で修正申告書が提出された場合には、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しない。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>課決定をいう。）をした後に行われたものである場合には、調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。</u></p> <p>(免税事業者であることが判明した場合の還付申告に係る加算税)</p> <p><b>4</b> 第1の1((調査等により免税事業者であることが判明した場合の確定申告書等の取扱い))に該当する場合で、当初提出された申告書が法第45条第1項に規定する確定申告書と同項第5号に規定する不足額が記載されたもの又は法第46条第1項に規定する申告書であるときは、当初の申告書の提出日にかかわらず、修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額には、過少申告加算税を課するのであるから留意する。</p> <p>(基準期間の正当な理由以外の理由により簡易課税制度の適用がなくなった場合の過少対象税額)</p> <p><b>5</b> その課税期間について簡易課税制度の適用を受けていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えるためその課税期間について簡易課税制度の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第65条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。</p> <p><b>Ⅲ 無申告加算税の取扱い</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>(期限後申告書等の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたと認められる場合)</p> <p><b>2</b> IIの2((修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたと認められる場合))の取扱いは、通則法第66条第1項、第6項又は第7項の規定を</p>	<p>(免税事業者であることが判明した場合の還付申告に係る加算税)</p> <p><b>3</b> 第1の1((調査等により免税事業者であることが判明した場合の確定申告書等の取扱い))に該当する場合で、当初提出された申告書が法第45条第1項に規定する確定申告書と同項第5号に規定する不足額が記載されたもの又は法第46条第1項に規定する申告書であるときは、当初の申告書の提出日にかかわらず、修正申告書の提出又は更正による納付すべき税額には、過少申告加算税を課するのであるから留意する。</p> <p>(基準期間の正当な理由以外の理由により簡易課税制度の適用がなくなった場合の過少対象税額)</p> <p><b>4</b> (同左)</p> <p><b>Ⅲ 無申告加算税の取扱い</b></p> <p>1 (同左)</p> <p>(期限後申告書等の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたと認める場合)</p> <p><b>2</b> IIの2((修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたと認める場合))の取扱いは、通則法第66条第3項の規定を適用する場合において、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が、決定又は更正があるべきことを予知してされたものであるかどうかの判定について準用する。</p>	<p>期限後申告書又は修正申告書の提出が、決定又は更正があるべきことを予知してされたものであるかどうかの判定について準用する。</p>
<p><u>(調査通知に関する留意事項)</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>3 IIの3((調査通知に関する留意事項))の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第6項の規定の適用について準用する。</u></p>	
<p><u>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</u></p>	<p><u>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</u></p>
<p><u>4 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次のことに留意する。</u></p>	<p><u>3 通則法第66条の規定による無申告加算税は、正当な理由がないにもかかわらず、期限内に申告書の提出がなかったことに基づいて課されるのであるから、次のことに留意する。</u></p>
<p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて<u>通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第7項の規定の適用があった場合</u>において、当該申告書について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正による増差税額については無申告加算税を課さないで<u>通則法第65条の規定による過少申告加算税を課する。</u></p>	<p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて正当な理由があると認められた場合において、当該申告書について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正による増差税額については無申告加算税を課さないで過少申告加算税を課する。</p>
<p>(2) 通則法第66条第5項において準用する<u>通則法第65条第4項第1号に定める正当な理由があると認められる事実</u>は、IIの1((過少申告の場合における正当な理由があると認められる事実))に定めるような事実とする。</p>	<p>(2) 通則法第66条第2項において準用する<u>同法第65条第4項に定める正当な理由があると認められる事実がある場合</u>については、II((過少申告加算税の取扱い))による。</p>
<p><u>(3) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第66条第4項に規定する「無申告加算税(……)又は重加算税(……)を課されたことがあるとき」に該当しない。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(4) 通則法第66条第4項の規定の適用上、被合併法人の各課税期間の消費税について課された同項に規定する無申告加算税等(以下(4)において「無</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>申告加算税等」という。)は、合併法人の行為に基因すると認められる場合に限り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合には、分割承継法人(法第12条第1項に規定する新設分割子法人を含む。)は無申告加算税等を課されたことには該当しない。</u></p> <p><u>(5) その課税期間について法第9条第1項((小規模事業者に係る納税義務の免除))の規定により消費税の納税義務が免除されていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるためその課税期間について同項の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。</u></p> <p><b>IV 重加算税の取扱い</b>  <b>(地方消費税に係る重加算税の賦課決定)</b></p> <p>1 地方消費税と消費税の課税対象は同一であることから、事業者が消費税の通則法第68条第1項又は第2項((重加算税))に規定する課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装していたこと(以下「不正事実」という。)により重加算税を課する場合には、地方消費税についても当然に重加算税を課することになるのであるから留意する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p><b>(重加算税対象税額の計算)</b></p> <p>4 重加算税の計算の基礎となる税額(以下「重加算税対象税額」という。)</p>	<p><u>(3) (同左)</u></p> <p><b>IV 重加算税の取扱い</b>  <b>(地方消費税に係る重加算税の賦課決定)</b></p> <p>1 地方消費税と消費税の課税対象は同一であることから、事業者が消費税の通則法第68条第1項又は第2項((重加算税))に規定する課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は仮装していたこと(以下「不正事実」という。)により重加算税を課する場合には、地方消費税についても当然に重加算税を課することになるのであるから留意する。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p><b>(重加算税対象税額の計算)</b></p> <p>4 重加算税の計算の基礎となる税額(以下「重加算税対象税額」という。)は、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、通則法第 68 条及び国税通則法施行令第 28 条の規定により、その原因となった更正等があった後の税額から<u>隠蔽</u>又は<u>偽装</u>をされていない事実だけに基ついで計算した税額を控除して計算するのであるが、例えば、次のような場合の重加算税対象税額は、更正等があった後の税額から、不正事実がなかったとして計算した納付すべき税額を控除した残額となる。</p> <p>(1) 不正事実に基づく課税売上げ又は非課税売上げの除外があったことに伴い、課税売上割合が変動した結果、仕入控除税額が増加又は減少した場合</p> <p>(2) 簡易課税制度を適用している場合において、不正事実に基づく課税売上げの除外があったこと等により、みなし仕入率が増加又は減少した場合</p> <p>5 (省略)</p> <p><u>(通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p><u>6 IIIの 4 ( (無申告加算税を課す場合の留意事項) ) 中の(3)及び(4)の取扱いについては、通則法第 68 条第 4 項の適用に当たり、同項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」について準用する。</u></p>	<p>通則法第 68 条及び国税通則法施行令第 28 条の規定により、その原因となった更正等があった後の税額から<u>隠ぺい</u>又は<u>偽装</u>をされていない事実だけに基ついで計算した税額を控除して計算するのであるが、例えば、次のような場合の重加算税対象税額は、更正等があった後の税額から、不正事実がなかったとして計算した納付すべき税額を控除した残額となる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p><u>(新 設)</u></p>